

令和5年第7回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第133号	指定管理者の指定について(ワークパル上越)	産業政策課	1～4
議案第134号	指定管理者の指定について(大島やまざくら)	産業政策課	5～8
議案第135号	指定管理者の指定について(上越人材ハイスクール)	産業政策課	9～12
議案第95号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第6号)	産業政策課ほか	13～21

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第133号
提出課	産業政策課

指定管理者の指定について（ワークパル上越）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター
所在地	上越市下門前 477 番地
設立年月日	平成 8 年 4 月 1 日
設立目的	上越地域の中小企業の事業主とそこに勤務する勤労者並びにその家族及び上越地域住民（以下「中小企業勤労者等」）に対する総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上並びに中小企業の振興を図るとともに、広く上越地域住民の研修や交流の場として提供することにより、以って地域社会の活性化に寄与する。
団体の事業	①中小企業勤労者等の生活の安定に関する事業 ②中小企業勤労者等の健康の維持増進に関する事業 ③中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に関する事業 ④中小企業勤労者等の慶弔金給付に関する事業 ⑤ワークパル上越条例第 4 条に規定する指定管理者としてのワークパル上越の管理運営に関する事業 ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンターとワークパル上越は、ともに勤労者の福利厚生に資することを目的に設立・設置しており、対象者及び事業内容についても類似していることから、同団体が管理運営を行うことが最も効果的に施設の設置目的を達成することができるため、公募は行わず、引き続き、公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンターを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が快適に安心して利用できるよう、館内の施設の充実と清潔感の保持に取り組む。 ・利用者の利便性やニーズに合致した教養系講座、運動系講座の実施に努める。
--

②サービス向上に向けての取組

- ・入館者や講座受講者の声の把握に取り組み、施設の管理や講座の企画・運営への反映を図る。

③経費縮減に向けての取組

- ・各職員の事務の分掌を明確にし、人員配置を適切に行うことで、事務処理を効率化する。
- ・施設、備品等の管理を徹底し、費用の節減に努める。

④目標とする施設利用者数 (単位：人)

区分		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
年間の利用者数	一般入館者	10,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	講座受講者、イベント事業参加者	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績

大項目（配点）	小項目
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	24	○	勤労者福祉の増進や雇用促進と安定に寄与する取組など、目的に沿った管理運営方針が示され、過去の実績もあり、管理体制が確立されている。
②サービス向上	35	21	26	○	施設の清潔感保持や情報コーナーの設置など、利用者の視点に立った環境づくり、講座やイベントなど具体的な利用促進案が示されている。
③管理の安定	10	6	8	○	近年の利用実績や物価高騰を考慮した収支計画としている。
④経費の縮減	10	6	6	○	事務用品の在庫管理の徹底など、固定的経費の縮減に向けて考え得る手立てを講じており、引き続き経費節減に努める姿勢が見られる。
⑤その他	15	9	12	○	勤労者福祉の向上を図る事業を行っており、施設の運営に反映できるものである。
総合評価	100	60	76	適切	

※令和5年度から、従前の〇×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「〇」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	91,709
②令和6年度指定管理料(委託料)		18,809
③令和7年度指定管理料(委託料)		18,225
④令和8年度指定管理料(委託料)		18,225
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		18,225
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		18,225
⑦前指定期間の指定管理料平均額		15,682
⑧指定管理料の増減額	① - (⑦×5年)	13,299

(2) 主な増減理由

・貸館収入及び事業収入について、コロナ禍からの回復が見込まれるものの、コロナ禍以前より利用者及び講座受講者数が減少傾向であったことを踏まえ、前回更新時と比較して歳入が減少し、収支差額が増加

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	産業政策課

指定管理者の指定について（大島やまざくら）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	有限会社やまざくら
所在地	上越市大島区大平 3874 番地 1
設立年月日	平成 9 年 7 月 14 日
設立目的	上越市食料品等販売施設「大島やまざくら」の管理運営、米穀類、農産物、山菜、花卉、食料品等の販売の事業を行う。
団体の事業	①上越市食料品等販売施設「大島やまざくら」の管理運営 ②買い物利便性向上対策 ③食料品、日用品雑貨、酒類、たばこの販売

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

有限会社やまざくらと施設「大島やまざくら」は、ともに人口減少や高齢化が進み、採算性の確保が難しい地域において、住民密着型のサービス提供、買い物機会の創出を図るものであり、対象者及び事業内容は同一であることから、同団体が管理運営を行うことで最も効果的に施設の設置目的を達成することができるため、公募は行わず、引き続き、有限会社やまざくらを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に欠かすことのできない食料品スーパーとして、常に安心かつ安全な商品を提供し、また、親切かつ丁寧な接客を心がけることで、大島区内の地域住民から愛され、親しみを持ってもらえる運営を行う。 移動販売部門について、店舗全体の経営安定化に十分に配慮した上で、顧客の期待に応えられるよう運営していく。 <p>②サービス向上に向けての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会や、同じフランチャイズチェーンに加盟する他店への視察などを通して従業員の能力向上を図り、親切丁寧な接客によって利用者の満足度を高める。 POSレジの活用により、利用者のニーズに応えた商品を確保・販売する。 買い物弱者のニーズが高い移動販売部門について、予約・注文販売、商品宅配の充実に取り組む。

③経費縮減に向けての取組

- ・業務効率を改善し、最小限の人員で最大限のサービスを提供する。
- ・商品ロスを防止し、損耗品にかかる経費を削減する。
- ・販売ルートの適正化を図りつつ、効率性の向上を目指す。

④目標とする施設利用者数

(単位：人)

区分		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
年間の利用者数	店舗販売利用者数	33,200	33,000	32,800	32,600	32,400
	移動販売利用者数	5,350	5,400	5,450	5,500	5,500

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績

大項目（配点）	小項目
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	22	○	施設の設置目的を理解し、POSレジ活用による在庫管理、売れ筋商品販売といった経営の安定化に向けた運営方法を具体的に示されている。
②サービス向上	35	21	25	○	住民から求めのある商品の速やかな仕入れや季節性商品の仕入れといった顧客ニーズを捉え、それに応える買い物機会を提供することとしている。
③管理の安定	10	6	8	○	近年の実績や物価高騰を考慮した収支計画となっている。
④経費の縮減	10	6	8	○	顧客ニーズの把握を始め、POSを活用した効率的な仕入れにより、廃棄ロスの削減を図ることとしている。
⑤その他	15	9	11	○	これまでの実績を踏まえ、地域性や住民ニーズを把握した運営が可能である。
総合評価	100	60	74	適切	

※令和5年度から、従前の〇×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「〇」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	43,080
②令和6年度指定管理料(委託料)		8,324
③令和7年度指定管理料(委託料)		8,171
④令和8年度指定管理料(委託料)		8,605
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		8,759
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		9,221
⑦前指定期間の指定管理料平均額		4,434
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	20,910

(2) 主な増減理由

<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費について、施設の管理運営に必要となる人員等を適切に積算したことによる増加 ・ 光熱水費について、燃料費の高騰を加味したことによる増加 ・ 売上収入について、地域の人口減少傾向に伴う^{ていげん}逓減により、収支差額が増加 ・ 新たに適正利益分を計上することによる増加

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第135号
提出課	産業政策課

指定管理者の指定について（上越人材ハイスクール）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	職業訓練法人上越職業訓練協会
所在地	上越市高土町3丁目1番15号
設立年月日	昭和45年4月1日
設立目的	職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図る。
団体の事業	①会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行うこと ②求職者に対する認定職業訓練を行うこと ③職業訓練施設を他の事業主等の行う職業訓練のため使用させ、又は委託を受けて他の事業主に係る労働者に対して職業訓練を行うこと ④職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと ⑤職業訓練に関する調査及び研究を行うこと ⑥そのほか、職業訓練に関して必要な業務を行うこと

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 指定の理由

職業訓練法人上越職業訓練協会は、職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練を行う法人であり、同団体は上越地域の建築関連ほか職業訓練を必要とする事業主等で組織され、訓練の目的や必要性、実情を適切に把握していることから、同団体が管理運営を行うことが最も効果的に施設の設置目的を達成することができるため、公募は行わず、引き続き、職業訓練法人上越職業訓練協会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の人材育成や求職者等の再就職、自己啓発の場を提供することにより、企業に雇用されている労働者の職業能力の開発と向上と地域経済の発展に寄与するため適正な施設管理を行う。 ・企業や団体等が実施する教育訓練や能力開発に関する情報発信等を行い、地域の人材育成を支援する。

②サービス向上に向けての取組
 ・各企業の多様なニーズに合わせた訓練の実施について、関係団体や市の広報、報道機関等を通じて広く周知し、利用の増加を図る。

③経費縮減に向けての取組
 ・訓練廃材の再利用や、施設、備品等の管理を徹底し、費用の節減に努める。

④目標とする施設利用者数 (単位：人)

区分		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
年間の利用者数	訓練棟	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
	研修棟	30,100	30,100	30,100	30,100	30,100

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績

大項目（配点）	小項目
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	23	○	企業の人材育成や再就職支援等の訓練提供など、目的に沿った管理運営方針が示され、過去の実績もあり、管理体制が確立されている。
②サービス向上	35	21	24	○	企業ニーズの把握に努めるとともに、受講者アンケートにより訓練内容の充実を図ることとしている。
③管理の安定	10	6	8	○	近年の訓練実績や物価高騰を考慮した収支計画としている。
④経費の縮減	10	6	6	○	廃材の再利用など固定的経費の縮減に向けて考え得る手立てを講じており、引き続き経費節減に努める姿勢が見られる。
⑤その他	15	9	11	○	上越地域において認定職業訓練を実施可能な唯一の団体である。
総合評価	100	60	72	適切	

※令和5年度から、従前の〇×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「〇」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	43,750
②令和6年度指定管理料(委託料)		8,750
③令和7年度指定管理料(委託料)		8,750
④令和8年度指定管理料(委託料)		8,750
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		8,750
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		8,750
⑦前指定期間の指定管理料平均額		2,796
⑧指定管理料の増減額	① - (⑦×5年)	29,770

(2) 主な増減理由

- ・人件費について、職業訓練の実施や施設の管理運営に必要となる人員等を適切に積算したことによる増加
- ・光熱水費について、燃料費の高騰を加味したことによる増加

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第95号
提出課	産業政策課

歳出科目 (P42~P43)	5款1項1目	労働諸費
----------------	--------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
技能労働者育成事業	13,962	688	14,650

主な補正財源		主な経費	
一般財源	688	補償、補填及び賠償金	688

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	688	688
エネルギー価格高騰補填金	0	688	688

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越人材ハイスクール	688	職業訓練法人上越職業訓練協会

歳出科目 (P 42～P 43)	5 款 1 項 1 目	労働諸費
------------------	-------------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
雇用対策事業	54,414	15,321	69,735

主な補正財源		主な経費	
県支出金	300	負担金補助及び交付金	
一般財源	15,021		15,321

○市内雇用促進事業 15,321

【補正理由】

移住・就業支援金について、今後の申請見込みにあわせ、所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	42,519	15,321	57,840
移住・就業支援金	29,379	15,321	44,700

※補正前の予算額は、就労促進家賃補助金への流用後の額

・補助金交付見込額

区分	補正前	補正後
申請見込件数	単身 5 件	単身 18 件
	世帯 13 件	世帯 18 件
金額	31,500	44,700

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
デジタル田園都市国家構想交付金	24,745	300	25,045
移住・就業支援金	22,500	300	22,800

※補助率 3/4。ただし、国の予算の範囲内とするもの

※補正後に計上した金額は、変更交付申請に伴う県からの内示に基づく。

歳出科目 (P 42～P 43)	5 款 1 項 1 目	労働諸費
------------------	-------------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
勤労者福祉施設管理運営費	22,458	172	22,630

主な補正財源		主な経費	
一般財源	172	補償、補填及び賠償金	172

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	172	172
エネルギー価格高騰補填金	0	172	172

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
ワークパル上越	172	公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター

歳出科目 (P44~P45)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
商業振興支援事業	66,540	627	67,167

主な補正財源		主な経費	
諸収入	627	使用料及び賃借料	627

○オラレ上越設置協力事業 627

【補正理由】

東京都府中市が設置するオラレ上越の増床に伴い、当市が転貸することとなる当該施設の増床分の借上料を増額するもの

【補正内容】

施設の増床 (158.45 m² (増床後のオラレ上越の床面積 374.09 m²)) を予定する令和6年1月から3月までの借上料として627千円を増額 (月額209千円)

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
使用料及び賃借料	5,940	627	6,567
場外舟券発売場施設借上料	5,940	627	6,567

増額分の借上料は、これまでと同様に同額を東京都府中市から受領

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
場外舟券発売場施設転貸料	5,940	627	6,567

提出課	産業立地課
-----	-------

歳出科目 (P44~P45)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
設備投資促進事業	318,919	7,289	326,208

主な補正財源		主な経費	
一般財源	7,289	負担金補助及び交付金	7,289

【補正理由】

新潟県南部産業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

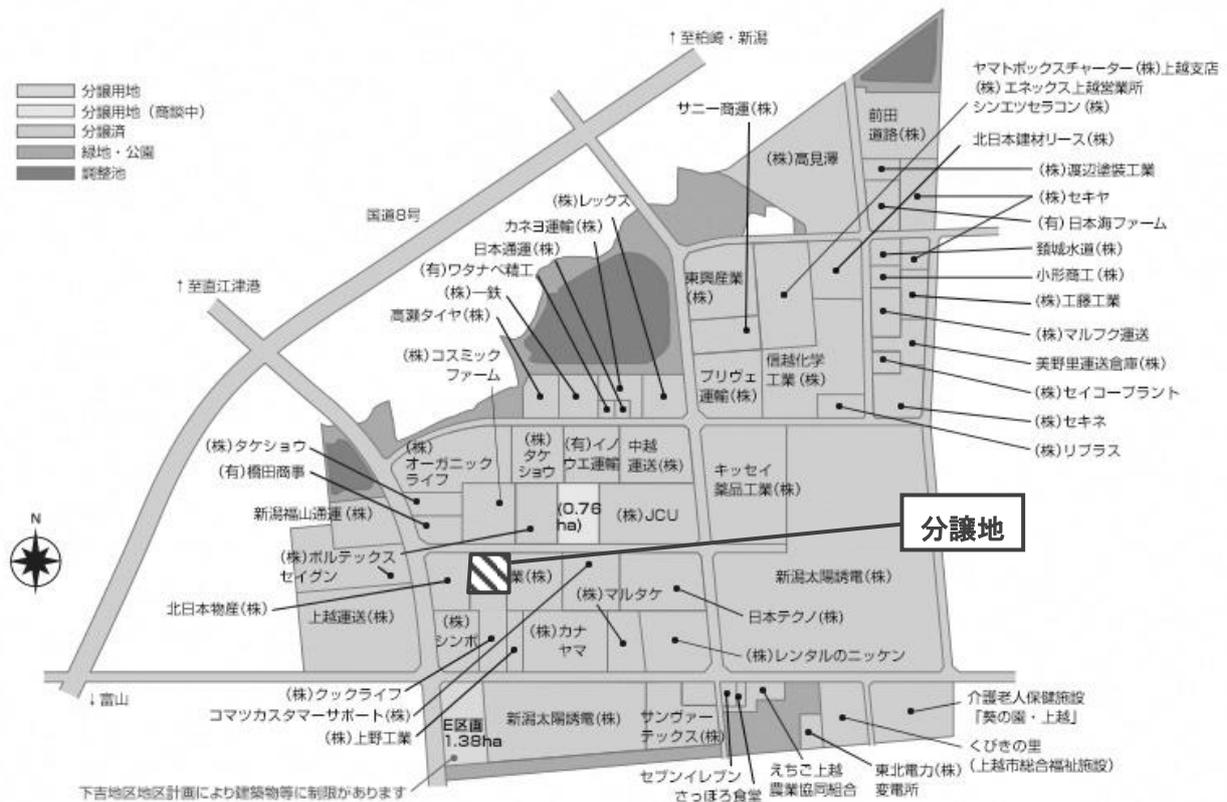
項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	318,919	7,289	326,208
産業団地等取得補助金	27,278	7,289	34,567

○ 新潟県南部産業団地

- 1 補助対象面積 5,617.59 m²
- 2 補助金交付見込額 7,289 千円 (千円未満切捨て)
- 3 補助金算出根拠

区分	取得面積[m ²]	取得費用[円] (a)	補助割合 (b)	補助金額[円] (a × b)
5,000 m ² 以下	5,000.00	61,500,000	10%	6,150,000
5,000 m ² 超～ 10,000 m ² 以下	617.59	7,596,357	15%	1,139,000
合計	5,617.59	69,096,357		7,289,000

【位置図】 分譲団地名：新潟県南部産業団地（上越市頸城区上吉内）



提 出 課	産業政策課
-------	-------

歳出科目 (P46～P47)	7 款 1 項 2 目	商工振興費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
新型コロナウイルス感染症経済対策費	60,000	38,187	98,187

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	38,187	負担金補助及び交付金	38,187

○新型コロナウイルス感染症経済対策費 38,187

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けている中小企業者等が県の制度融資を利用する際の借入利子の一部を支援する利子補給補助金を今後の申請見込みにあわせて増額するもの

【補正内容】

(歳出)

項 目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	60,000	38,187	98,187
利子補給補助金	32,500	38,187	70,687

・補助金交付見込額

区 分	補正前	補正後
申請見込件数	376 件	686 件
金 額	32,500	70,687

【制度概要】

- ・支援対象者：市内に事業所を有する中小企業、個人事業主
- ・支援内容：中小企業者等が新潟県セーフティネット資金等の制度融資を利用する場合に借入利子の一部（1%、最大2年分の利子相当額）を補助する。

債務負担行為の補正について

1 内容

本年度から大潟工業団地の整備に着手し、7月に地権者説明を実施した結果、事業に対する合意が得られたことから、引き続き、用地取得や補償に係る地権者との協議を進めるため、用地購入費等について債務負担行為を設定するもの

2 限度額

894,185 千円

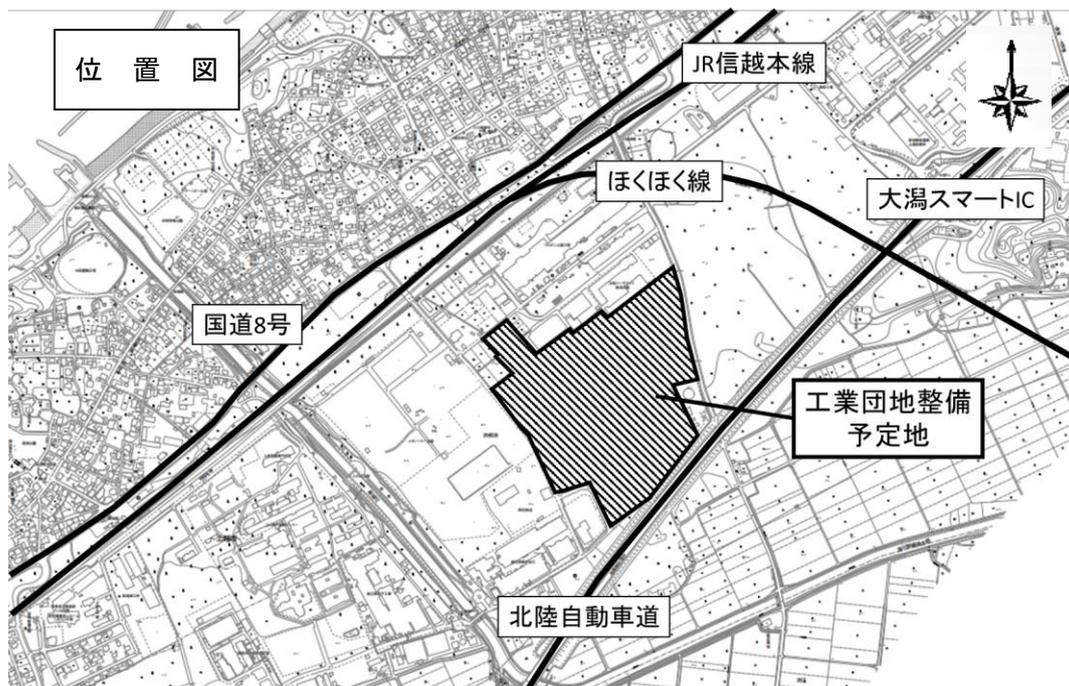
3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期間	金額
令和5年度	0
令和6年度	894,185
合計	894,185

4 実施概要等

団地名	施工地	実施内容
大潟工業団地	下小船津浜 上小船津浜 渋柿浜	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得：約 14ha ・物件移転補償：建物移転ほか一式



5 今後のスケジュール（予定）

- ・令和6年1月～ 地権者説明会（用地取得）
- ・地権者の合意後 用地取得仮契約
- ・令和6年3月～ 整備に伴う事業者選定の準備
- ・令和6年6月 土地売買に関する本契約（議決）
- ・令和6年7月 整備着手